平成２４年（フ）第１０８１号
大阪市西成区聖天下２丁目４番１号　吉川ハイツ２Ｆ
債務者　東海林　薫
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２８９号
大阪府枚方市牧野北町８番３―502号
債務者　吉田真津子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４００号
大阪府茨木市並木町13番20号
債務者　西辻　博子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１７号
大阪府箕面市瀬川１丁目10番36号
債務者　廣瀬　　亘
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６９号
大阪市天王寺区上本町１丁目１番３号　アメニティーヒルズ502号
債務者　濱﨑　直美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６３１号
大阪府寝屋川市美井町15番15号
債務者　國井　光志
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６３３号
大阪市平野区加美東４丁目６番９―507号
債務者　三好　祐司
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６４４号
大阪府茨木市総持寺台４番304号
債務者　瀬畑　良子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１３号
大阪府池田市井口堂２丁目７番13―302号
債務者　田中眞紀子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０７２号
大阪府枚方市田口山１丁目２番10号
債務者　谷口　　正
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０７７号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―823号
債務者　澁澤　照治
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３４号
大阪府池田市豊島北１丁目10番22号
債務者　越賀　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１８１号
大阪市淀川区十八条１丁目12番７号　アネックス東三国302号、前住所大阪府守口市八雲西町２丁目22番11号
債務者　久保　千鶴（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１８６号
大阪府枚方市中宮北町１番27―504号
債務者　遠藤　浩作
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９９号
大阪市平野区喜連７丁目４番３―906号
債務者　道簱　惠美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０６号
大阪府八尾市竹渕２丁目143番地
債務者　伊達　郭子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２６３号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38―Ａ605号
債務者　西森　節生
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２６４号
大阪市北区中津３丁目29番27―1007号、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目31番11号
債務者　湧川　正道
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部